原料原産地表示に係る食品表示改正(案)について

【氏 名】一般社団法人北海道消費者協会

【住 所】北海道札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟

【電 話 番 号】011-221-4217

【メールアドレス】do@syouhisya.or.jp

加工食品の原料原産地表示は、消費者への適切な情報伝達の一つであり、かつ食品を選択する際の極めて重要な情報です。今まで 22 食品群と 4 品目に限定されていた原料原産地表示の義務対象が、全ての加工食品に拡大されることは消費者にとって有意義であると思われます。一方、今回示された案では例外が多く、消費者が求めている情報が得られるか疑問です。ついては次の事項を要望します。

項	条番号	表題	意見・理由
4~7	基準第3条 第2項表1 の五のイ、 ロ、ハ	原料原産地表示 は例外を設けず 国別重量順表示 で行うことを要 望します。	今回の案では例外として大括り表示、可能性表示、大括り表示+可能性表示が認められています。しかし、大括り表示では「輸入」と表示されるため国名が分かりません。また、可能性表示では「A国又はB国」と表示され、消費者が実際に手にしている商品の原料原産地は特定できません。このように原料原産地の国名が分からない・特定できない事は、消費者が商品選択を行うための情報として不十分です。そのため、原料原産地表示は例外を設けず国別重量順表示で行うことを要望します。
3	基準第3条 第2項表1 の二	中間加工原材料の製造地表示ではなく、生鮮原材料の原産地表示を要望します。	今回の案では対象原材料が中間加工原材料である場合、その製造地を表示することとされています。しかし、原料原産地表示は本来、原材料に使われた生鮮物の原産地に関する表示であり、消費者が知りたいのもそうした情報です。そのため中間加工原材料の場合も製造地ではなく生鮮原材料の原産地表示を要望します。